

6つのパブリックコメントを実施します

# 町の未来のために

# 皆さんの声を

# 聴く

パブリックコメントは、町民の皆さんが町政に参加していただくための制度です。

この制度では、町の計画策定や条例の制定などを行うとき、事前に案を公表し、町民の皆さんの意見や提案を求めます。

意見募集の方法は、広報おらや町ホームページでお知らせしています。意見募集の終了後、寄せられた意見は策定の参考にする他、その意見に対しての考え方を町ホームページで公表しています。

町民であれば誰でも意見を提出することができますので、皆さんも、町の未来のために、「パブリックコメント」に参加してみませんか。

## 4つの提出方法

パブリックコメントの意見は各計画の担当課窓口または町ホームページにある「所定の用紙」に記載して提出します。募集期間中に以下の4つの方法で意見を提出することができます。



**1 郵送**  
各計画の提出先に郵送

**2 FAX**  
記載の番号にFAXで送信

**3 メール**  
記載アドレスにメールで送信

**4 直接持参**  
各計画の提出先に直接提出

## 近年増加する空家問題に対応するため

### 邑楽町空家等対策計画

問 役場都市建設課 ☎47-5031

近年増加する空家問題に対応するために、適切な管理や必要な措置などを規定する計画の策定に向けた意見募集を実施します。

件名 ▶ 邑楽町空家等対策計画 (案)

閲覧期間 ▶ 12月15日(金)～令和3年1月15日(金)

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。

時間 ▶ 午前8時30分～午後5時15分

閲覧場所 ▶ 役場都市建設課、町ホームページ

#### 【意見の受付】

対象者 ▶ (次のいずれかに該当する個人または団体)

①町内在住・在勤②町内に事務所・事業所がある③その他本件に対して利害関係がある

提出方法 ▶ (所定の用紙で次のいずれかの方法で提出)

①郵送 〒370-0692 (住所記入不要) 邑楽町役場都市建設課宛 ②☎89-0136 ③✉urban@swan.town.ora.gunma.jp ④直接持参

受付期限 ▶ 令和3年1月15日(金)

その他 ▶ 提出された意見に対する町の回答は、町ホームページと役場都市建設課で公表します (提出された意見に対する個別の回答は行いません)

## 広域的な公共交通の将来を

### 館林都市圏地域公共交通網形成計画

問 役場企画課 ☎47-5009

館林都市圏(邑楽町、館林市、板倉町、明和町、千代田町)の広域的な公共交通ネットワークを形成するための計画の策定に向けた意見募集を実施します。

件名 ▶ 館林都市圏地域公共交通網形成計画 (案)

閲覧期間 ▶ 12月28日(日)～令和3年1月27日(金)

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。

閲覧時間 ▶ 午前8時30分～午後5時15分

閲覧場所 ▶ 役場企画課、町ホームページ

#### 【意見の受付】

対象者 ▶ (次のいずれかに該当する個人または団体)

①町内在住・在勤②町内に事務所・事業所がある③その他本件に対して利害関係がある

提出方法 ▶ (所定の用紙で次のいずれかの方法で提出)

①郵送 〒370-0692 (住所記入不要) 邑楽町役場企画課宛 ②☎89-0136 ③✉plan@swan.town.ora.gunma.jp ④直接持参

受付期限 ▶ 令和3年1月27日(金)

その他 ▶ 提出された意見に対する町の回答は、町ホームページと役場企画課で公表します (提出された意見に対する個別の回答は行いません)

## 健康づくり施策の推進を図るため

### 第2次健康おら21 邑楽町健康増進計画・食育推進計画

問 保健センター ☎88-5533

町民の健康寿命の延伸や心身の健康の増進を目指す計画の策定に向けた意見募集を実施します。

件名 ▶ 第2次健康おら21 邑楽町健康増進計画・食育推進計画 (案)

閲覧期間 ▶ 12月14日(日)～令和3年1月13日(金)

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。

時間 ▶ 午前8時30分～午後5時15分

閲覧場所 ▶ 保健センター、役場健康福祉課、町ホームページ

#### 【意見の受付】

対象者 ▶ (次のいずれかに該当する個人または団体)

①町内在住・在勤②町内に事務所・事業所がある③その他本件に対して利害関係がある

提出方法 ▶ (所定の用紙で次のいずれかの方法で提出)

①郵送 〒370-0603 (邑楽町大字中野2570-3) 邑楽町保健センター宛 ②☎88-5528 ③✉health@swan.town.ora.gunma.jp ④直接持参

受付期限 ▶ 令和3年1月6日(日)

その他 ▶ 提出された意見に対する町の回答は、町ホームページと保健センターで公表します (提出された意見に対する個別の回答は行いません)

## 障害福祉サービスの提供やサービス確保のため

### 邑楽町障がい者福祉計画・第6期邑楽町障害福祉計画・第2期邑楽町障害児福祉計画

問 役場健康福祉課 ☎47-5024

障がいの有無にかかわらず、その人らしく暮らせる社会を目指すための3計画の策定に向けた意見募集を実施します。

件名 ▶ 邑楽町障がい者福祉計画・第6期邑楽町障害福祉計画・第2期障害児福祉計画 (案)

閲覧期間 ▶ 12月7日(日)～令和3年1月6日(金)

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。

時間 ▶ 午前8時30分～午後5時15分

閲覧場所 ▶ 役場健康福祉課、町ホームページ

#### 【意見の受付】

対象者 ▶ (次のいずれかに該当する個人または団体)

①町内在住・在勤②町内に事務所・事業所がある③その他本件に対して利害関係がある

提出方法 ▶ (所定の用紙で次のいずれかの方法で提出)

①郵送 〒370-0692 (住所記入不要) 邑楽町役場健康福祉課宛 ②☎88-3247 ③✉welfare@swan.town.ora.gunma.jp ④直接持参

受付期限 ▶ 令和3年1月6日(日)

その他 ▶ 提出された意見に対する町の回答は、町ホームページと役場健康福祉課で公表します (提出された意見に対する個別の回答は行いません)

## 高齢者福祉の向上や介護保健事業の円滑な推進

### 第8期邑楽町高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

問 役場健康福祉課 ☎47-5021

高齢者の保健・福祉・介護に関する基本計画の策定に向けた意見募集を実施します。

件名 ▶ 第8期邑楽町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (案)

閲覧期間 ▶ 12月7日(日)～令和3年1月6日(金)

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。

時間 ▶ 午前8時30分～午後5時15分

閲覧場所 ▶ 役場健康福祉課、町ホームページ

#### 【意見の受付】

対象者 ▶ (次のいずれかに該当する個人または団体)

①町内在住・在勤②町内に事務所・事業所がある③その他本件に対して利害関係がある

提出方法 ▶ (所定の用紙で次のいずれかの方法で提出)

①郵送 〒370-0692 (住所記入不要) 邑楽町役場健康福祉課宛 ②☎88-3247 ③✉welfare@swan.town.ora.gunma.jp ④直接持参

受付期限 ▶ 令和3年1月6日(日)

その他 ▶ 提出された意見に対する町の回答は、町ホームページと役場健康福祉課で公表します (提出された意見に対する個別の回答は行いません)

## 支え合いのできる地域づくりを目指して

### 第2次邑楽町地域福祉計画 邑楽町地域福祉活動計画

問 役場健康福祉課 ☎47-5022

地域ぐるみの福祉を推進するための計画の策定に向けた意見募集を実施します。

件名 ▶ 第2次邑楽町地域福祉計画・邑楽町地域福祉活動計画 (案)

閲覧期間 ▶ 12月14日(日)～令和3年1月13日(金)

※土・日曜日、祝日、年末年始を除く。

時間 ▶ 午前8時30分～午後5時15分

閲覧場所 ▶ 役場健康福祉課、町ホームページ

#### 【意見の受付】

対象者 ▶ (次のいずれかに該当する個人または団体)

①町内在住・在勤②町内に事務所・事業所がある③その他本件に対して利害関係がある

提出方法 ▶ (所定の用紙で次のいずれかの方法で提出)

①郵送 〒370-0692 (住所記入不要) 邑楽町役場健康福祉課宛 ②☎88-3247 ③✉welfare@swan.town.ora.gunma.jp ④直接持参

受付期限 ▶ 令和3年1月6日(日)

その他 ▶ 提出された意見に対する町の回答は、町ホームページと役場健康福祉課で公表します (提出された意見に対する個別の回答は行いません)